

東御市森林整備計画 変更計画書（案）

（令和 7 年 4 月 1 日 変更）

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 16 年 3 月 31 日

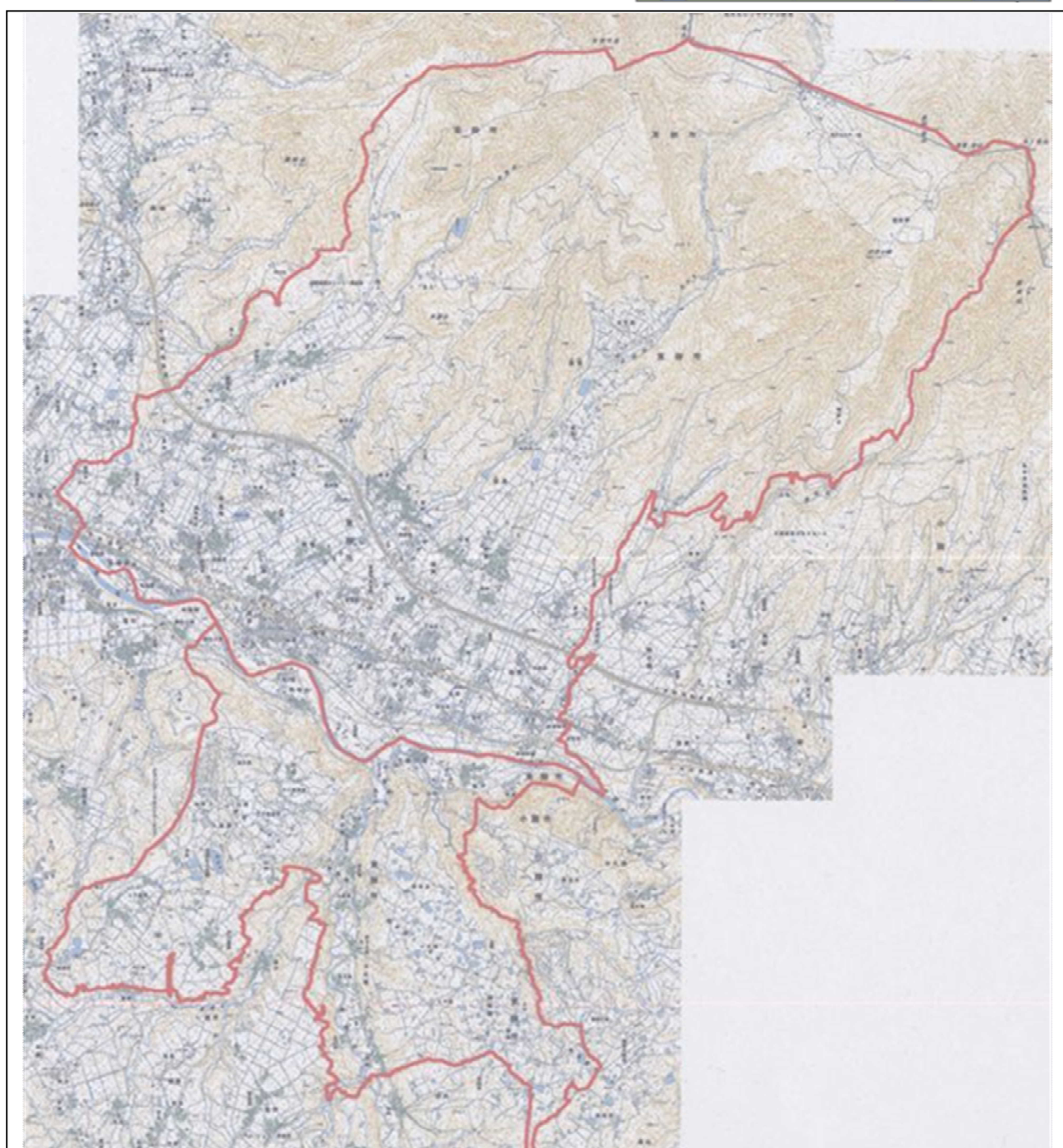
長野県
東御市

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、東御市森林整備計画を変更する。
なお、東御市森林整備計画の変更は、令和 7 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 計画の対象とする森林の面積と資源量の変更（P 1～3）
- ② 立木伐採の標準的な主伐方法の内容の変更（P 8）
- ③ 花粉の少ない苗木に関する記述の追記（P 11）
- ④ 低密度植栽に関する記載の追記（地域森林計画の変更による）（P 11～12）

東御市 位置図



目 次

I	基本的事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
(1)	地域の概況	1
(2)	森林・林業の現状	1
(3)	森林・林業の課題	5
2	森林整備の基本方針	6
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	6
(2)	計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	6
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備	8
第1	森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3	その他	10
第2	造林	10
1	人工造林	11
2	天然更新	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	16
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	17
第3	間伐及び保育	17
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	18
2	保育の種類別の標準的な方法	20
3	その他	20
第4	公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	21
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
第5	委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	26
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	26
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	26
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	26
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	26
第6	森林施業の共同化の促進	27
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	27
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	27
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	27
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設	28
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	28
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	28
3	作業路網の整備	28
第8	その他	30
1	林業に従事する者の養成及び確保	30
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	30
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備	30

III 森林の保護.....	31
第1 鳥獣害の防止.....	31
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	31
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護.....	31
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法.....	31
2 林野火災の予防の方法.....	32
3 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	32
4 その他.....	33
IV 森林の保健機能の増進.....	34
1 保健機能森林の区域.....	34
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法.....	34
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備.....	35
(1) 整備することが望ましい森林保健施設.....	35
(2) 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項.....	35
V その他森林の整備に必要な事項.....	36
1 森林経営計画の作成.....	36
2 生活環境の整備.....	36
3 森林整備を通じた地域振興.....	36
4 森林の総合利用の推進.....	36
5 住民参加による森林の整備.....	36
6 森林経営管理制度に基づく事業.....	37
7 埋蔵文化財包蔵地に関する事項.....	37
【計画策定の経過】	37
1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取.....	37
2 公告・縦覧期間.....	37
3 計画書作成担当者.....	37
4 森林法第10条の12の規定に基づく協力者.....	37
1 人口及び就業構造.....	38
(1) 年齢層別人口形態.....	38
(2) 産業部門別就業者数等	38
2 土地利用.....	39
3 市町村における林業の位置付け.....	39
製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額.....	39

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位 置（東御市役所）

東経 138° 20′ 北緯 36° 21′ 海拔 533.0m

◇面 積

112.37 km²（東西 14.7km、南北 16.5km）

◇土地の地目別面積＜令和5年3月現在、令和4年度東御市の統計＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
12.64 k m ²	16.77 k m ²	9.24 k m ²	62.94 k m ²	1.53 k m ²	5.66 k m ²

◇気 象（令和4年中、気象庁データ）

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
9.7 ℃	33.3 ℃	−12.8 ℃	965.5 mm	1.9 m/s

◇地形・地質

(1) 地形

本市は、長野県の東部に位置し、中央部を東西に千曲川が流れており、北は群馬県吾妻郡嬬恋村に、南は佐久市と北佐久郡立科町に、東は小諸市に、西は上田市に接し、東西 14.7Km、南北 16.5Km です。

千曲川の右岸は、南面の緩やかな傾斜の扇状地で、上信越高原国立公園の浅間連峰、三方ヶ峰 (2,040m)、湯ノ丸山 (2,101m)、烏帽子岳 (2,066m) の連山を水源とする所沢川^{しよざわ}、三分川^{みわけ}、金原川などの1級河川が千曲川に注いでいます。

(2) 地質

地質は、千曲川沿岸には沖積層が分布し、右岸上部には輝石安山岩が、下部には安山岩、火山灰及び火山砕屑物が広く分布しています。左岸には、緑色凝灰岩、火山灰及び火山灰及び火山砕屑物が広く分布しています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

森林の面積は 5,655ha と総面積の約 50%を占めています。私有林面積は 1,904ha となっており、この中で生産森林組合（市内9組合）が所有している面積 571.6ha は、森林整備の推進にあたり重要な位置にあります。

森林の樹種は、カラマツを主体とした人工林が 1,053ha であり、人工林率は 55%です。人工林の齢級配置をみると1齢級から9齢級までが約3割、10齢級以上が約7割となっているため、育成途中にある森林に対しては、除間伐等の保育事業を適切に実施し、伐齢期を迎える森林については、長伐期施業と複層林整備に取り組み、計画的な伐採を推進することで、大径材及び優良材生産を目標とする森林整備を図ることが必要です。

国産の針葉樹材が見直されてきている中、将来は本県を代表するカラマツ林の産地として形成されることを目標に地域林業の育成を図ります。

また、継続性のある山林経営を実施していくため、各種制度の活用による地域ぐるみの森

林整備意欲の喚起を図りながら、生産森林組合を核とした、地域ごとの施業計画を定めるとともに、重要な路網を計画的に整備し、市全体の森林整備について、森林所有者と十分な協議を行い、それぞれの山林の特性を活かした森林づくりに関し、生産森林組合を中心に推進します。

一方、森林整備の促進を図るため、必要に応じて国有林との間で施業連携を図りながら、水源涵養及び国土保全などの森林の持つ公益的機能を十分に発揮できるように、健全な森林づくりを進めます。

【民有林の人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

民 国 別	総面積 /蓄積	合計	人工林			天然林			森林以外 の土地
			針	広	計	針	広	計	
民有林	総面積	1,904.75	1,025.80	27.52	1,053.32	141.62	679.99	821.61	29.82
	総蓄積	391,484	282,522	1,692	284,214	33,717	72,824	106,541	
国有林	総面積	3,750.85	2,096.47	7.04	2,103.51	399.62	779.32	1,178.94	468.40
	総蓄積	588,762	411,861	13,089	424,950	52,051	111,761	163,812	
合 計	総面積	5,655.60	3,122.27	34.56	3,156.83	541.24	1,459.31	2,000.55	498.22
	総蓄積	980,246	694,383	14,781	709,164	85,768	184,585	270,353	

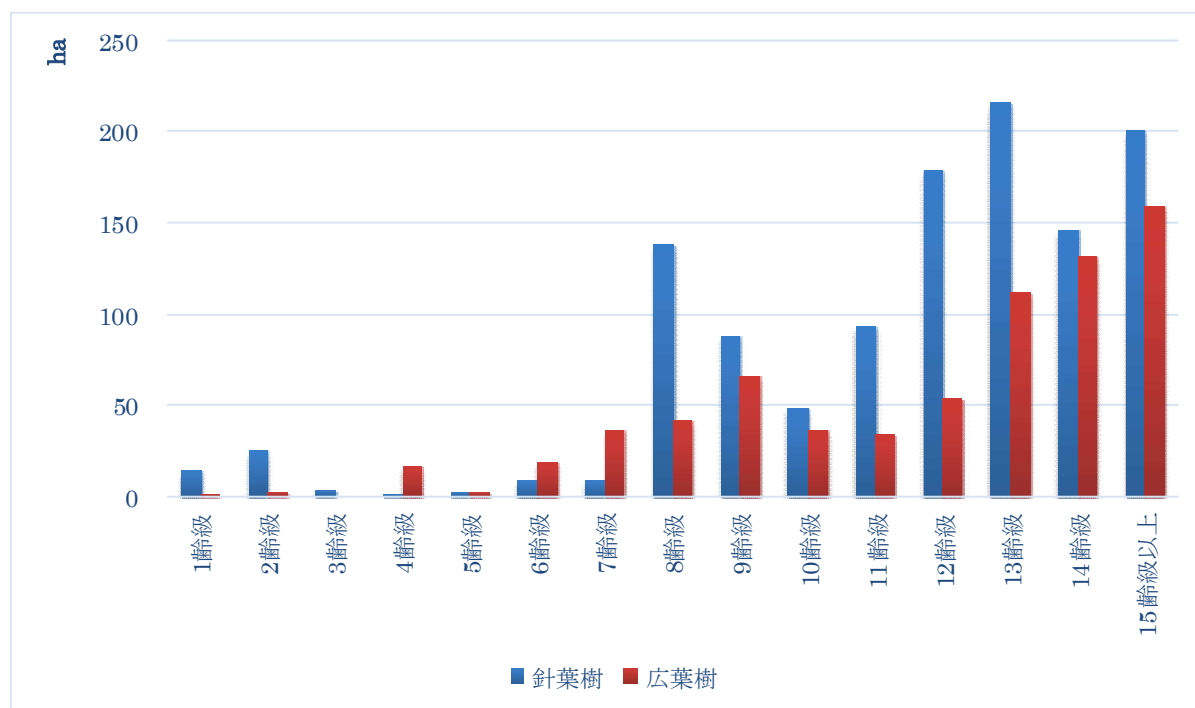
出典：中部森林管理局業務資料（R5. 12. 27 樹立 国有林の地域別の森林計画におけるデータ）
民有林の人工林割合 面積 55% 蓄積 73%

【民有林の樹種別構成表】

樹 種	面 積 (ha)		蓄 積 (m3)	
		比率		比率
アカマツ	371.97	19.8%	83,342	21.3%
カラマツ	663.57	35.4%	201,653	51.6%
スギ	8.71	0.5%	3,562	0.9%
ヒノキ	113.17	6.0%	26,074	6.7%
その他針	10.00	0.5%	1,608	0.4%
広葉樹	707.51	37.7%	74,516	19.1%
計	1,874.93	100%	390,755	100%

注）広葉樹欄には、未立木地の面積・蓄積を含みます。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

【民有林の所有形態】

所有形態別		面 積		蓄 積	
			割合		割合
公有林	県	4ha	0.2%	787m3	0.2%
	市	48ha	2.5%	11,197m3	2.9%
	財産区	26ha	1.4%	5,030m3	1.3%
	計	78ha	4.1%	17,014m3	4.4%
私有林	集落有林	10ha	0.5%	1,961m3	0.5%
	団体有林	615ha	32.2%	143,599m3	36.7%
	個人有林	883.5ha	46.5%	165,955m3	42.7%
	その他	318.25ha	16.5%	62,955m3	15.8%
	計	1,826.75ha	95.9%	374,470m3	95.7%
合 計		1,904.75ha	100.0%	391,484m3	100.1%

※値を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 になりません。

③ 林業労働力の現状

市内森林の大半を占めるカラマツ林は、戦後先人が植林した苗木を地元住民の手により、これまで保育に努め将来の財産として生育してきたが、これらのカラマツも伐期齢となり、今後は搬出間伐や主伐を行っていく時代となっていきます。

林業離れが加速度的に進む現在、林業労働力の確保は、森林資源の適切な経営管理を推進し、山村の活性化を図る上でも緊急を要する林政上の課題です。

地域の実態に即した適切な確保対策を打ち出すためには、今後の流域林業の展開に必要とされる労働力需要と現実の供給量をよりの確に把握し、流域の実情に即した林業労働力の確保対策を講じていく必要があります。

【事業体別林業従事者数】

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	2	91	68	信州上小・佐久
生産森林組合	9	1,090	0	新張生産森林組合 奈良原生産森林組合 祢津沢生産森林組合 田沢生産森林組合 祢津東町生産森林組合 大室生産森林組合 原口生産森林組合 新屋生産森林組合 金井生産森林組合
会社	2	10		
合 計	13	1,191	68	

【林業機械等設置状況】

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機					
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器					
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
トラック	1				1
グラップルクレーン	5				5
フェラーバンチャ					
スキッド					
プロセッサ	2				2
グラップルソー					
ハーベスタ	7	1			8
フォワーダ	9	2			11
タワーヤーダ					
スイングヤーダ	2	1			3
合 計	26	4			30

④ 林内路網の整備状況

作業路網の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしています。また、作業路の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要です。

さらに、本市のように森林所有形態が小規模の場所では、きめ細やかな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分達せられるよう、その整備を図ることとします。

【路網整備状況(令和5年度末)】

区 分		路 線 数	延	長	密 度
				うち舗装	
基幹路網	公 道	-	-	-	-
	林 道	11 路線	14.3km	2.5km	7.5m/ha
	林業専用道	-	-	-	-
	計	11 路線	14.3km	2.5km	7.5m/ha
森林作業道		31 路線	36.8km	-	19.6m/ha
合計		42 路線	51.1km	2.5km	27.1m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

令和5年9月1日現在の保安林面積は474.38haで、民有林面積の25%となっています。
水源かん養保安林が約261haで全体の約55%と最も多く占めています。

【保安林配備状況】

保 安 林 種	面 積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	260.57ha	13.7%
土砂流出防備保安林	70.43ha	3.7%
土砂崩壊防備保安林	6.03ha	0.3%
風害防備保安林	- ha	- %
水害防備保安林	- ha	- %
干害防備保安林	135.14ha	7.1%
落石防止保安林	2.21ha	0.1%
保健保安林	- ha	- %
風致保安林	- ha	- %
合 計	474.38ha	24.9%

⑥ 地域の取り組み状況

2020年から東御市において、信州ウッドパワー株式会社の木質バイオマス発電施設及び木材のウッドチップ化工場が稼働しています。今まで未利用であった、本計画区域内の松くい虫被害材や切捨て間伐材などの利活用を今後も推進していきます。

(3) 森林・林業の課題

林業は、森林所有者等の経済活動として行われるものであるが、林業生産活動の中でも植栽、保育、伐採等の施業や病虫害の防除、森林火災の防止等の森林管理が適切に実施されることを通じて、森林の持つ多面的機能の維持・向上させるという重要な役割も担っています。

昭和40年代から外国産材の輸入量増加に加え、木材に代わる資材の進出などにより、木材価格が長期にわたり低迷している一方で、造林や保育、伐採等に要する経費が増嵩し、林業の採算性が悪化したことが現在の林業離れに繋がっています。また、管理放棄森林の増加などから、森林の適正な管理や木材の安定的な供給に深刻な影響を及ぼしています。

当市の森林所有者は小規模の個人所有者が多く、手入れの遅れた森林が増加の一途をたどっています。森林の本来の機能を広く周知すると共に、個人の財産である旨を理解のうえ、関心を持っていただき、個人による森林整備を推進していくことが急務です。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、千曲川上流地域森林計画の「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項の【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に準ずることとします。

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

①森林整備の推進

【現状と課題】

これまで、間伐を集中的に進めてきた人工林が全体として高齢級にシフトしている中で、林業経営に適した森林において、資源の循環利用のために森林の若返りを進めることが重要となっています。

【施策の展開方向】

〈重視すべき機能に応じた森林整備の推進〉

水源かん養機能、山地災害防止機能など、森林の公益的機能の高度発揮を目指す森林や、林業経営に適した森林といった、木材生産機能の高度化を目指す森林といったゾーニングを明確にし、それぞれの機能を高度に発揮させるために必要な森林整備を推進します。

〈実効性の高い森林計画の策定の推進〉

間伐や主伐・再造林などの森林施業の計画的な実施により、森林の有する多面的機能の十分な発揮を図っていきます。

〈間伐等の推進〉

これまで間伐が必要であった森林が徐々に高い齢級にシフトすることを踏まえ、重視すべき機能に応じた施業が適期に実施されるよう、計画的な施業の実施を推進します。

②災害に強い森林づくりの推進

【現状と課題】

近年、短時間で強く激しく降る雨の発生回数の増加や長時間にわたる局地的な大雨等、降雨の様態が変化しており、山地災害等も激甚化しています

一方で、正確な比較は難しいものの、近年では、かつての大災害を上回る降雨があっても山腹崩壊の発生件数が抑えられる事例が見られるなど、長年にわたって取り組まれてきた森林整備や治山事業等の施設整備の成果により、山地防災力が一定程度向上していると考えられます。今後も引き続き、新しい技術を積極的に取り入れながら災害に強い森林づくりを効率的に進めていくことが必要です。

【施策の展開方向】

〈適地適木・適正管理による森林づくりの推進〉

災害から人々の暮らしを守るため、特に直下に集落等の保全対象を抱える山地災害防止機能を重視する森林においては、「災害に強い森林づくり指針」に基づき、崩壊防止や災害緩衝に資する森林の整備を進めるなど、適地適木・適正管理を基本とした災害に強い森林

づくりを推進します。

〈保安林の指定等による森林の保全〉

保安林については、森林の公益的機能の発揮のため森林所有者の理解を得ながら指定を推進し、適正に管理します。また、森林の無秩序な開発を防止するため、林地開発許可制度を関係法令に基づき適正に運用します。

また、これまで、森林保全等の役割を果たしてきた森林整備保全重点地域について、地域から新規指定の要請があった場合は、適切に対応していきます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東信森林管理署、上田地域振興局、市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に掲げた諸施策を計画的に実行します。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹 種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針 葉 樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広 葉 樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めて伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新とする場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる主林木（以下「母樹」という。）の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。 なお、ここでの択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下）であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。
皆 伐	① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象災害がある又は危惧される箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意することとします。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間

の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地を保全し、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	東御市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	【県認定計画】 上田地域振興局
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	【市認定計画】 東御市

注）「伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届出書」という。）」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、上田地域振興局の林業普及指導員等（以下、「林業普及指導員」という。）の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期

間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定します。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	ス ギ	
	ヒ ノ キ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数（本）目安					
疎仕立て	1,500	－	－	1,500	－	－
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	－
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注) 保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズナギ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシヤブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシヤブシ (カバノキ科)	ヒメヤシヤブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区 分	樹 種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径 及びその時の平均ぼう芽本数 (参考)		ぼう芽の発生するおおむ ねの限界根元直径 (参考)
ば う 芽 更 新 樹 種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ 科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ (ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ (リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然補助更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

また、必要な場合は、林業普及指導員の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2m(幅)×10m(長さ)の帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類等のぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

また、調査位置は、GPS等を利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 天然更新の完了判定基準

区 分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）または植栽を実施します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

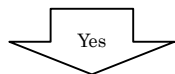
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号 林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3－2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が、更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

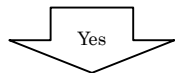
なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋
 ○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

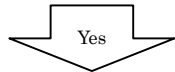
1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
 （堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）

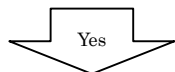


3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



4 林床に更新樹種が存在しない

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとします。

第 3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目
スギ(表系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	14 (30%)	18 (32%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)	55 (-%)
スギ(表系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (33%)	85 (-%)
スギ(表系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)	-
スギ(表系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	21 (30%)	27 (32%)	41 (31%)	72 (33%)	-	-
スギ(表系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	25 (30%)	35 (32%)	64 (31%)	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区 分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※ 上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠において、隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が 10 分の 8 以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が 35% 以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行います。

(2) 間伐の標準的な方法

森林の目指す姿や将来の木材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化並びに利用価値の向上を図るため、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ～7月上旬 (2回目) 7月下旬 ～8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施する。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じる。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要 な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図る。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避ける。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬 ～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する多面的機能のうち、水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化的及び生物多様性保全などの各機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として長伐期施業または育成複層林施業を推進すべき森林として定めます。

育成複層林施業では、公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表 2 に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 3 に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を図ることとします。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位 3 以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が 30 度以下 ④ 道から小班の距離が 200m 以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に従って、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施 業 の 方 法
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。
間 伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタヤ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	1002 と、1003 ぬ、1003 か、1004 ろ、1007 に 1007 ほ、1008 い、1009 ろ、1010 に、1011 は 1015 ほ、1015 へ、1015 と、1016 い、1016 ろ 1018 い、1018 ろ、1019 い、1019 は、1019 に 1023 い、1023 ろ、1023 は、1024 い、1024 ろ 1024 は、1024 に、1024 ほ、1026 い	381.74
	長伐期施業を推進すべき森林	1002 り、1010 は、1013 い、1013 ろ、1013 は 1014 ろ、1017 い、1017 ろ、1019 ろ	196.73

※ 当該森林の区域には、制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林	育成複層林施業を推進すべき森林	3ろ、3は、4い、4ろ、4は、5は、5に5ほ、5へ、6い、1007ろ	95.11
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	4に、8い、8ろ、9は、9に、9ほ、11い11ろ、11は、11に、11ほ、11へ、11と12い、12ろ、12は、12に、12ほ、13い13ろ、13は、15い、15ろ、15は、1004ち1014は、1027い、1027ろ、1027は、1029ち1029よ	237.52
	長伐期施業を推進すべき森林	1002り、1010い、1010ろ、1010は、1011い1013い、1013ろ、1013は、1014い、1014ろ1015い、1015ろ、1015に、1017い、1017ろ1019ろ	288.71
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	3ろ、3は	11.17
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	

※ 当該森林の区域には、制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表 3】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	皆伐	1 い、2 い、2 ろ、2 は、3 い、3 に、3 ほ、3 へ、3 と、3 ち、4 ほ、5 い、5 ろ、6 ろ、6 は、7 い、7 ろ、7 は、7 に、8 は、8 に、8 ほ、8 へ、9 い、9 ろ、9 へ、9 と、10 い、10 ろ、10 は、10 に、10 ほ、10 へ、11 ち、11 り、11 ぬ、11 る、12 へ、12 と、13 に、13 ほ、13 へ、13 と、14 い、14 ろ、14 は、14 に、14 ほ、14 へ、14 と、14 ち、14 り、14 ぬ、15 に、1001 い、1001 ろ、1001 は、1001 に、1001 ほ、1001 へ、1001 と、1001 ち、1002 い、1002 ろ、1002 は、1002 に、1002 ほ、1002 へ、1002 と、1002 ち、1002 り、1002 ぬ、1002 る、1003 い、1003 ろ、1003 は、1003 に、1003 ほ、1003 へ、1003 と、1003 り、1003 ぬ、1003 る、1003 を、1003 わ、1003 か、1003 よ、1003 た、1004 い、1004 は、1004 に、1004 ほ、1004 と、1004 ち、1004 り、1004 ぬ、1004 る、1005 い、1005 ろ、1005 は、1005 ほ、1005 り、1006 い、1006 ろ、1007 い、1007 は、1007 に、1007 ほ、1008 ろ、1009 い、1009 ろ、1009 は、1010 い、1010 ろ、1010 に、1011 ろ、1011 は、1012 い、1012 ろ、1012 は、1012 に、1013 い、1014 い、1014 は、1014 に、1015 い、1015 は、1015 ほ、1016 い、1016 ろ、1016 は、1016 に、1016 ほ、1017 い、1017 ろ、1018 い、1018 ろ、1019 い、1019 ろ、1019 は、1019 に、1020 い、1020 ろ、1020 は、1020 に、1020 ほ、1020 へ、1021 い、1021 ろ、1021 は、1021 に、1021 ほ、1021 へ、1022 ろ、1022 は、1023 い、1023 ろ、1023 は、1024 ほ、1025 い、1025 ろ、1026 い、1026 ろ	900.39
	皆伐 ※人工林において主伐した場合は、原則として、	3 に、3 ほ、3 と、9 ろ、10 い、12 と、13 へ、14 は、15 に、1002 い、1002 は、1002 に、1002 ほ、1002 へ、1002 と、1002 ち、1002 り、1002 ぬ、1003 に、1003 へ、1003 と、1003 り	701.8 (合計面積に制限林が含まれる場合あ

	施業が可能な森林の区域	植栽による更新を行うこと。	1003 め、1003 る、1003 を、1003 か、1003 よ 1003 た、1004 い、1004 と、1004 ち、1004 る 1005 ろ、1005 は、1005 ほ、1005 り、1007 い 1007 に、1007 ほ、1008 ろ、1009 い、1009 ろ 1009 は、1010 い、1010 ろ、1010 に、1011 ろ 1011 は、1012 い、1012 ろ、1012 は、1012 に 1013 い、1014 い、1014 は、1014 に、1015 い 1015 は、1015 ほ、1016 い、1016 ろ、1016 は 1016 に、1016 ほ、1017 い、1017 ろ、1018 い 1018 ろ、1019 い、1019 ろ、1019 は、1019 に 1020 ろ、1020 は、1020 に、1020 ほ、1021 い 1021 ろ、1021 は、1021 に、1021 へ、1023 い 1023 ろ、1023 は、1024 ほ、1025 い、1025 ろ 1026 い、1026 ろ	り)
--	--------------------	----------------------	---	-----------

※ 当該森林の区域には、制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和16年度までに民有林面積のおおむね5割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託に当たっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行すること

ができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することで、適切な森林の経営管理を推進します。

- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るため、森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、東信森林管理署と緊密に連携し、民国連携による森林施業の共同化が必要かつ効率的であればその実施を検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加について、森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等の営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐等の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可することが適当である内容の場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導をします。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導します。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ、目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	東御市	滝の沢大室	3,500	120		k0012	旧東部
				大室東部	100	45		05422	旧東部
			計	計 2 路線	3,600				
				前期 後期	0 3,600				
拡張 (改良)	自動車道	林道	東御市	大室東部	[30] 600	45		05422	法面保全
				鳩峰	[35] 700	21		40345	法面保全
			計	計 2 路線	1,300				
				計 65 箇所 前期 後期	0 1,300				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	東御市	大室東部	200	45		05422	旧東部
				鳩峰	700	21		40345	旧東部
				聖横堰	700	76		04776	旧東部
			計	計 3 路線 前期 後期	1,600 0 1,600				

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設に当たっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設に当たっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養及び土砂災害並びに地球温暖化の防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒 造 材 集 材	緩中傾斜地	（車両系システム） チェンソー、ハーベスタ → フ ォワーダ → トラック	（車両系システム） チェンソー、ハーベスタ → フ ォワーダ → グラップル、トレ ーラー
	急傾斜地	（車両系システム） チェンソー、プロセッサ → フ ォワーダ → トラック	（架線系システム） チェンソー → スイングヤー ダ、タワーヤーダ → グラップ ル、トレーラー
造 林 保育等	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル（バケット）、レー キ
	下刈り	草刈り機	自走刈払い機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
なし							

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当市では、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、生息密度は低く、被害の拡大がみられないため、区域の設定は行いません。

(2) 鳥獣害の防止方法

特定鳥獣保護管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

・ツキノワグマ

ツキノワグマ出没など緊急時の出動体制を整備して人身被害の回避等住民の安全確保に係る機関連携し、努めます。

・ニホンザル

餌やりを禁止するとともに、加害群に移行させません。

・ニホンジカ

行政界を超えた市町村間の協力・連携による捕獲の強化を行います。隣接する農地では侵入防止柵の設置を積極的に進めます。

・イノシシ

有害鳥獣駆除、狩猟による捕獲の強化、隣接する農地での電気柵の設置を積極的に進めます。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

・伐倒駆除

・薬剤散布等の各種予防事業

・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

3 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことには留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、 荒地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	期間（7 日以内） 面積（1 件当たり 5 ha 以内） 従事者（1 ha まで 15 人以上） ※ 1 ha を超える場合は、超える部分の面積 1 ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに農林課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

4 その他

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備 考
1い、2い、2ろ、2は、3い、3ろ、3は、3に、3ほ、3へ、 3ち、4い、4ろ、4は、4に、4ほ、5い、5ろ、5は、5に、 5ほ、5へ、6ろ、6は、7い、7ろ、8い、8ろ、8は、8に、 8ほ、8へ、9い、9は、9に、9ほ、9へ、10い、10ろ、 10は、10に、10ほ、10へ、11ろ、11は、11に、 11ほ、11へ、11と、11ち、11り、11ぬ、11る、 12い、12ろ、12は、12に、12ほ、12へ、12と、 13い、13ろ、13は、13に、13ほ、13へ、13と、 14は、14に、14ほ、14へ、14と、14ち、14り、 14ぬ、15い、15ろ、15は	松くい虫

(2) その他

森林所有者、市担当職員が区域内森林を巡視し、病害虫の感染拡大の防止に努めます。

Ⅳ 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化的機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を育成複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
八重原	3ろ,は	11.50	4.01	7.41	0.08	0.0	0.0	芸術むら公園内

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施業の方法		
		育成複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植 栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。		
間 伐		単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。		
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	・天然更新 伐採率30%以下の択伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カメラルク式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。		

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地 区 名	施 設 名
八重原	芸術むら公園一帯

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

芸術むら公園一帯はアカマツに囲まれた、市民が憩いの場所として訪れる森林であるため、このアカマツを保全するために、樹幹注入等行い、守り育てていくことが重要であり、効率よく保全に努めます。

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

森林経営計画において、区域計画を作成できる区域となります。(一体整備相当区域)

区域名	林 班	区域面積 (ha)
八重原地区	1 ～ 5 林班、15 林班	237.45
御牧原地区	6 ～ 14 林班	391.14

2 生活環境の整備

U・J・Iターン者による新規林業従事者の定住促進や森林機能の促進を図るとともに、生活に身近な里山の豊かな自然を守り・育てることで、市民が楽しみ、交流する場として生活環境の整備に努めるものとします。

また、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

3 森林整備を通じた地域振興

東御市内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に基づき、特に地域産材を積極的に活用し地域振興に努めます。

4 森林の総合利用の推進

奈良原市有林を中心として「市民の森」に位置づけ、市民が森林の機能を勉強できる場所としての森林整備を進めていきます。公益財団法人 Save Earth Foundation との森林の保全に関する協定を基に、共同による整備を通じて広く市民へ周知するとともに、地域住民との連携による作業(除伐や下刈り等)実施に努めます。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

森林の里親と連携を図り、地域住民が主体となり、植栽、下刈、除伐等の里山再生へと繋がる森林整備に努めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

7 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

森林整備や施設整備を実施する上で、埋蔵文化財包蔵地の位置について、あらかじめ市教育委員会に確認することとします。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和6年1月19日 令和7年1月17日	内容協議	信州上小森林組合川東支所長 出浦 一
令和6年1月19日 令和7年1月17日	内容協議	東信森林管理署東部森林事務所 地域統括森林官 柿澤 靖宏
令和6年1月19日 令和7年1月17日	内容協議	上田地域振興局林務課普及林産係 課長補佐兼普及林産係長 山中 徹也

2 公告・縦覧期間

(当初) 令和 6 年 1 月 22 日 ～ 令和 6 年 2 月 20 日
(第1回変更) 令和 7 年 2 月 3 日 ～ 令和 7 年 2 月 28 日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏 名	備 考
農林課	課長	重田 雄一	
農林課耕地林務係	課長補佐	別府 裕	
農林課耕地林務係	主査	土屋 智則	
農林課耕地林務係	主任	山田 敬昌	

4 森林法第10条の12の規定に基づく協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備 考
東信森林管理署	東部森林事務所	地域統括森林官	柿澤 靖宏	
上田地域振興局	林務課普及林産係	課長補佐兼普及林産係長	山中 徹也	
上田地域振興局	林務課普及林産係	地域林政支援活動業務事務員	召田 哲夫	
上田地域振興局	林務課普及林産係	主任	黒石 秀夫	

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
東御市ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	

Ⅵ 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次	総 計			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	3 年	29,847	14,660	15,187	3,581	1,805	1,776	3,542	1,892	1,650	5,163	2,620	2,543
	4 年	29,674	14,585	15,089	3,525	1,786	1,739	3,512	1,892	1,620	4,991	2,548	2,443
	5 年	29,407	14,497	14,910	3,447	1,746	1,701	3,377	1,847	1,531	4,814	2,462	2,352
構成比 (%)	3 年	100	49.1	50.9	12.0	6.0	6.0	11.9	6.3	5.6	17.3	8.8	8.5
	4 年	100	49.2	50.8	11.9	6.0	5.9	11.8	6.5	5.3	16.8	8.6	8.2
	5 年	100	49.3	50.7	11.7	5.9	5.8	11.5	6.3	5.2	16.4	8.4	8.0

45～64 歳			65 歳以上		
計	男	女	計	男	女
8,122	4,026	4,096	9,439	4,317	5,122
8,195	4,039	4,156	9,451	4,320	5,131
8,291	4,098	4,193	9,478	4,345	5,133
27.2	13.5	13.7	31.6	14.5	17.1
27.6	13.6	14.0	31.8	14.6	17.2
28.2	13.9	14.3	32.2	14.8	17.4

(出典：長野県 毎月人口異動調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	22 年	15,344	1,856	24	0	1,880	4,939	8,411
	27 年	15,317	1,812	23	0	1,835	5,001	8,449
	R2 年	14,611	1,520	30	0	1,550	4,767	8,211
構成比 (%)	22 年	100	12.1	0.2	0	12.3	32.2	54.8
	27 年	100	11.8	0.2	0	12.0	32.6	55.2
	R2 年	100	10.4	0.2	0	10.6	32.6	56.2

(出典：東御市の統計 2022)

2 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積			林野面積			その他面積
			計	田	畑	計	森林	原野	
実数 (ha)	R2 年	11,237	2,956	1,269	1,687	6,460	6,306	154	1,821
	R3 年	11,237	2,949	1,266	1,683	6,454	6,301	153	1,834
	R4 年	11,237	2,941	1,264	1,677	6,447	6,294	153	1,849
構成比 (%)		100	26.1	11.2	14.9	57.4	56.0	1.4	16.5

(出典：東御市の統計 2022)

3 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和元年 12 月現在)

全製造業 (A)	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
うち木材・木製品製	2	17	－
B/A	2%	0.5%	－ %

(出典：東御市の統計 2022)